

法務省、会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案を公表

2026年4月2日、法務省は、法制審議会会社法制部会での審議の状況と検討中の案を「中間試案」として公表、パブリック・コメントの募集を開始しました。パブリック・コメントは2026年5月23日まで実施されます。

会社法改正

中間試案

開示の合理化



News

- 2026年4月2日、法務省は、**会社法改正**に向けて、法制審議会会社法制部会での審議結果をとりまとめた、「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（以下、「**中間試案**」）と「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」を公表しました。
- 中間試案では、①従業員等への株式の無償交付対象の拡大等、株式発行に関する規律の見直し、②バーチャルオンリー株主総会制度の導入等、株主総会に関する規律の見直し、③指名委員会等設置会社制度の見直し等、企業統治に関する規律の見直しが提案されています。
- また、事業報告等及び有価証券報告書の**開示の合理化**として、上場会社が電子提供措置開始日までに、事業報告等の開示事項を全て記載した有価証券報告書（一本化書類）を提出した場合、事業報告等の作成を不要とする提案がされています。



Background

今回の中間試案は、令和元年改正会社法から5年経過したことから、近年における社会経済情勢の変化を踏まえ、法務大臣からの諮問を受け、2025年4月から開始された法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会での審議結果を取りまとめたものです。今後、パブリック・コメントの結果を踏まえた検討を経て、2027年通常国会への会社法改正法案の提出に向けた要綱案の策定作業が行われることとなります。



Insight

中間試案では、近年の企業活動や資本市場の多様化・高度化を踏まえ、会社法のルールを現状に即して見直す方向性が示されています。すなわち、人材確保や成長投資に関する企業の選択肢を広げるとともに、株主構造や総会運営の実態に即した規律を整え、企業価値向上に向けた経営判断を制度面から後押しすることを主眼とするものであり、併せて**事業報告等と有価証券報告書の一本化**による企業負担の軽減とともに、**会計監査の一元化**の実現を可能にする提案も含まれています。

1. 中間試案の背景

会社法については、令和元年の改正から5年が経過するなかで、企業活動や社会経済情勢の変化を背景に、改めて検討すべき論点が複数指摘されてきました。具体的には、「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）といった政策文書において、株式発行や株主総会といった論点に関連し、会社法の見直しや改正の必要性に関する言及がされてきました。

（図表1）政策文書における会社法改正への言及

「規制改革実施計画」 （2024年6月21日閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員等に対する株式報酬の無償交付を可能とする会社法の見直し ・ 株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の見直し
「新しい資本主義のグランドデザイン 及び実行計画 2024年改訂版」 （2024年6月21日閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産権等の現物出資規制への対応 ・ 従業員への株式の無償交付の検討 ・ コーポレートガバナンス改革、金融・資本市場の機能向上
（参考） 「規制改革推進に関する中間答申」 （2024年12月25日・内閣府）	<p>「規制改革実施計画」の2項目に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備 ・ バーチャルオンリー社債権者集会の実現

あずさ監査法人作成

このような背景を踏まえ、2025年2月の法制審議会第201回会議において、法務大臣から、「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株式の発行の在り方、株主総会の在り方、企業統治の在り方等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」との諮問が行われました（諮問第127号）。今回の中間試案は、諮問を受けて設置された法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において、これまで延べ12回にわたって行われた議論を経て、取りまとめられたものとなります。

2. 株式の無償交付の対象範囲等、株式発行の在り方に関する規律の見直し

（1）株式の無償交付の対象範囲の見直し

現行の会社法では、上場会社は、自社の取締役又は執行役に対するインセンティブ報酬として、株式を無償交付することが認められています（会社法第202条の2）が、従業員等（自社の従業員・子会社役職員）への株式無償交付は認められておらず、いわゆる「現物出資構成」¹を用いて株式付与する実務が行われています。この点について、企業による国内外の優秀な人材の獲得・維持や、従業員エンゲージメントの向上等の観点から、現物出資構成は技巧的であるとして、従業員等も株式無償交付の対象範囲に含めることで、いわゆる現物出資構成で必要となる手続を簡便にする実務上の必要性について指摘がありました。

これを踏まえて、中間試案では従業員等への株式無償交付について、取締役会の決議により可能としたうえで、有利発行規制²に服するものとする案（A案）、株主総会決議により可能としたうえで有利発行規制に服しないものとする案（B案）の2つが示されるとともに、双方の採用も妨げないとする提案がされています。

（図表2）株式の無償交付の対象範囲の見直しに関する中間試案の概要

検討項目	A案	B案
無償交付に必要な 会議体の決議	取締役会決議	株主総会普通決議
既存株主の利益に 配慮するための規制	有利発行規制 （福利厚生としての広い意味での「職務執行の対価」ととらえ、基本的には有利発行に該当しないことが前提）	株主総会決議 （取締役と同様に1事業年度当たりの上限を定めることも可）
提案の背景・支持理由	<ul style="list-style-type: none"> 機動的な交付が可能 従業員等の処遇に関する内容であり、経営判断事項のため 	<ul style="list-style-type: none"> 株主がコストを負担するため、株主総会決議が必要 事後的に有利発行と判断されるリスクが低い

あずさ監査法人作成

- 金銭債権を従業員等に付与した上で、従業員等に募集株式を割り当て、引受人となった従業員等に当該金銭債権を現物出資財産として給付させることにより、株式の発行又は自己株式の処分をするという取扱い。
- 株式を時価より有利な条件で発行することにより既存株主の利益が害されるおそれがある場合に、株主総会での承認を求める会社法上の規制をいいます（例：会社法第199条第2項・第3項）。

（2）株式交付制度の見直し

令和元年の会社法改正により株式交付制度が創設され、株式会社が自社の株式を対価とする手法により他の会社の子会社が円滑に進められるようになりました。しかし、スタートアップ企業等による株式交付制度の活用を促進する観点から、利用対象範囲（対象となる場面及び会社の範囲）の拡大や、株式交付の手續の簡易化を求める声がありました。

中間試案では、①株式交付の対象となる場面に、「子会社株式を追加取得する場合」及び「いわゆる実質要件³により子会社とする場合」を含める、②株式交付の対象となる会社に、持分会社・外国会社を含める、③株式交付親会社に求めている債権者保護手續を廃止する提案がされています。

なお、①の「子会社株式を追加取得する場合」については、一般的に対象とする案（A案）と、利用できる状況を限定する案（B案）の2案が示されています。

- 会社法施行規則第3条第3項第2号及び第3号に掲げる場合の要件。

3. バーチャルオンリー株主総会等、株主総会の在り方に関する規律の見直し

(1) バーチャルオンリー株主総会

現行の会社法では、株主総会の開催にあたって「場所」を定める必要があります（会社法第298条第1項第1号）。このため、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）については、会社法上は認められず、会社法の特例法として、産業競争力強化法（以下、「産競法」）に基づき、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受け、一定数の上場企業がバーチャルオンリー株主総会を開催しています⁴。

中間試案では、このような開催実績を踏まえ、現在の産競法の規律を参考としたうえで、バーチャルオンリー株主総会に関する規律を会社法に設けることが提案されています。

(図表4) バーチャルオンリー株主総会に関する中間試案の概要

規律の適用対象	非上場会社を含む全ての株式会社を対象とする。
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> 定款による規定⁵を求める。 デジタルデバイドの株主の利益を確保するための措置をとる。 株主総会の議事における情報の送受信方法として、即時性・双方向性が確保される通信の方法をとる。
実施手続	<ul style="list-style-type: none"> 招集の決定事項及び招集の通知事項として、「株主総会の場所を定めない旨」等の記載を求める。 議事録の記載事項に、「株主総会の場所を定めなかった旨」等の記載を求める。 通信記録等を作成し、株主総会の日から一定の期間保存する。 株主は、通信記録等の閲覧又は謄写の請求をすることができる。
株主総会の決議の取消しの訴えの特則 (セーフハーバールール)	<p>通信障害対策措置をとった場合で、通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反したときは、以下のいずれかに該当するときに限り、株主総会の決議取消事由となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと。 通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであること。
株主総会の延期又は続行	<p>通信障害により株主総会の議事に著しい支障が生じる場合には当該株主総会の議長が当該株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があった時は、株主総会の招集の決定（会社法第298条）、通知（会社法第299条）は適用しない。</p>
その他	場所の定めのある株主総会の開催請求権については認めない。

あずさ監査法人作成

なお、株主総会の場所にいない株主もインターネット等の通信方法を用いて株主総会に出席することができるという点でバーチャルオンリー株主総会と共通する、「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会⁶」についても同様の規律を設けるべきかについては、現行制度でも実施可能と解されており、実際に開催されていることを踏まえ、過度な規制をすることにより普及を妨げることを避ける観点から、引き続き検討するとしています。

- 4 「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会 制度説明資料」（2026年3月18日・経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）によると、2025年12月末時点で、バーチャルオンリー株主総会を開催した会社は79社である。
- 5 改正法の施行日において産競法により定款の定めのある株式会社は、施行日を効力発生日とする定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすことを想定している。
- 6 物理的な場所を定めて株主総会を開催するとともに、株主総会の場所にいない株主もインターネット等の通信方法を用いて株主総会に出席することができる株主総会

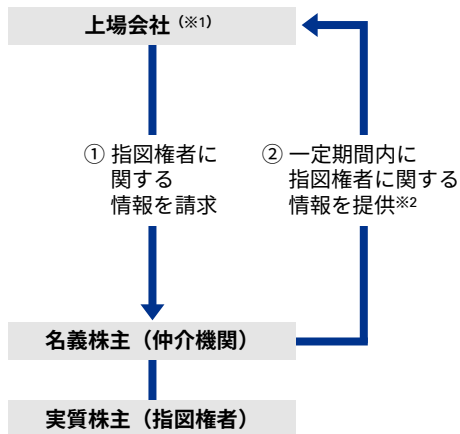
(2) 実質株主確認制度

現行法上、株式会社側から実質株主（株式の議決権の行使に係る指図権、処分権限等を有する者）を確認する権利・制度は整備されておらず、株式会社側が実質株主を知る手段は、大量保有報告制度に基づく開示義務（金融商品取引法（以降、「金商法」）第27条の23）等に限られています。一般的に、機関投資家は株式の保管や管理を資産管理銀行等に委託しており、名義株主ではなく実質株主となることが多いため、特に機関投資家の投資対象となる上場会社においては、実質株主を特定できず、企業価値向上に向けた建設的な対話の支障となっているという指摘があります。

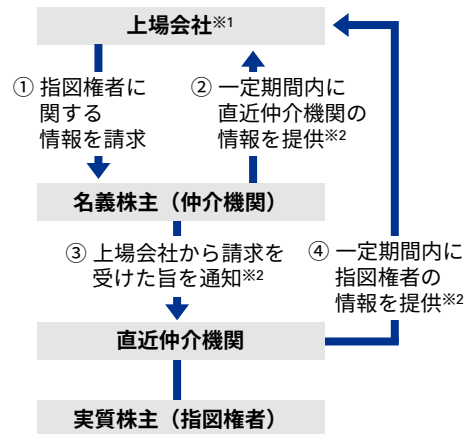
中間試案では、このような指摘を踏まえ、株式会社と株主との間の建設的な対話の促進を趣旨として、株式会社から信託銀行等の仲介機関を通じて実質株主を確認する制度を提案しています。

(図表5) 株式会社から実質株主を確認する制度に関する規律に関する
中間試案の概要

直近仲介機関が存在しない場合



直近仲介機関が存在する場合



指図権者に関して提供される情報

- ・ 氏名又は名称
- ・ 会社法人等番号（指図権者が法人であり、かつ、判明している場合）
- ・ 住所
- ・ 電子メールアドレス（判明している場合）
- ・ 当該指図権者が議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する確認対象株式の数

直近仲介機関に関して提供される情報

- ・ 氏名又は名称
- ・ 会社法人等番号（直近仲介機関が法人であり、かつ、判明している場合）
- ・ 住所
- ・ 電子メールアドレス（判明している場合に限る）
- ・ 当該直近仲介機関に提供している株式仲介業務に係る確認対象株式の数

出所：「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（法務省、2026年4月）

(<https://www.moj.go.jp/content/001460088.pdf>) を基にあずさ監査法人作成

※1 請求費用は上場会社が負担する

※2 故意又は重大な過失により、通知／情報提供をせず、又は虚偽の通知／情報提供をした場合、過剰に処する

このほか、中間試案では、株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度の創設も提案されています。具体的には、上場会社が発行する株券等に係る大量保有報告書又は変更報告書（以下、「大量保有・変更報告書」）の提出義務がある者に対して、通知先を上場会社としたうえで、金商法に基づく大量保有・変更報告書の内閣総理大臣への提出をもって会社法に基づく会社への提出に代える形で通知を義務付け、他の株主にその情報にアクセスする権利を付与することが提案されています。そのうえで、情報の提供に応じない者を議決権の停止の対象とする提案がされています。

(3) 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項

令和元年の会社法改正により株主総会資料の電子提供制度が導入されるとともに、デジタルデバインド株主の利益への配慮から、電子提供措置をとる場合には、書面交付請求制度をあわせて実施する規定（会社法325条の5第1項・第2項）が導入されました。そのうえで、今般の社会のデジタル化の進展を踏まえ、令和元年の会社法改正で導入された電子提供制度も含め、株主総会に関する規律に関する見直しが必要との指摘がありました。

中間試案では、このような指摘を踏まえ、株主総会資料の電子提供制度、書面による議決権行使制度、電磁的方法による株主総会の招集通知について、社会のデジタル化を踏まえた見直しが提案されています。

(図表6) 株主総会のデジタル化に関する見直しに関する中間試案の概要

<p>株主総会資料の 電子提供制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 〔一定の移行期間を設けた上で、〕書面交付請求制度を廃止する（A案）。 現行法の規律を見直さない（B案）。
<p>書面による議決権の行使</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取締役は、株主の数が1,000人以上である場合には、書面による議決権行使（会社法第298条第1項第3号）又は電磁的方法による議決権行使（会社法第298条第1項第4号）に掲げる事項を定めなければならないものとする（A案）。 現行法の規律を見直さない（B案）。
<p>株主総会の招集の 電磁的方法による通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> 株主の承諾を得て、株主名簿に株主の電子メールアドレス等を記載し、又は記録することができる。 振替機関が発行者に対し速やかに通知しなければならない事項に、「電子メールアドレス等（当該株主が当該電子メールアドレス等の提供を承諾した場合に限る。）」を加える。 株主名簿に電子メールアドレス等の記載又は記録がある株主に対して電磁的方法により通知を発する場合には、当該株主の承諾を要しない。

あずさ監査法人作成

(4) 「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し

現在、多くの上場会社では、株主総会の決議を行う事案について、議決権行使書面で大多数の賛否が示され⁷、当日の動議提出・意見も多くない⁸一方、株主総会を開催する会社側は適切な議事運営をしなければ株主総会の決議取消事由になり得るため、準備に相応の負担をしている状況となっています。このような実態を踏まえて、株主総会の開催自体はなお必要であることを前提としつつ、事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化が必要ではないかという指摘があります。

中間試案では、このような指摘を踏まえ、株主総会の開催が必要であることを前提として、事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化に関する提案がされています。

**(図表7) 事前の議決権の行使がされた場合の株主総会決議の合理化に関する
中間試案の概要**

<p>事前の議決権行使に基づく みなし決議制度の導入 (A案)</p>	<p>事前の議決権行使に基づくみなし決議制度として、以下の規律を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株主総会を招集する場合、「事前の議決権の行使により、株主総会の決議の要件を満たしたときは、株主総会の決議があったものとみなす旨を定めることができる」旨を定款で定めることができる。 書面又は電磁的方法による事前の議決権行使に基づき、議案の決議があったものとみなす場合、招集決定事項および招集通知事項にその旨を加える。 みなし決議があった場合、取締役はその旨を株主総会で報告する。
<p>株主総会の決議取消事由に 関する規律の緩和 (B案)</p>	<p>事前の議決権の行使により、株主総会の決議の要件を満たした場合には、株主総会の議事によって株主総会の決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なときに該当したことは株主総会の決議取消事由とならない旨の規律を設ける。</p>

あずさ監査法人作成

- 7 中間試案が引用している、公益社団法人商事法務研究会・全国株懇連合会編「2025年版株主総会白書」旬刊商事法務2405号（令和7年）のアンケート調査（以下、「アンケート調査」）では、回答した過半数超の会社で、50%超～80%以下の議決権が事前に行使されている
- 8 アンケート調査では、回答した98%超の会社は動議の提出がなく、約半数の会社では質問した株主は2名以下となっている。

(5) キャッシュ・アウト手続の見直し

中間試案では、キャッシュ・アウト手続の見直しも提案されています。現行法では、特別支配株主⁹は、キャッシュ・アウト、すなわち株式会社株主の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができます（会社法第179条第1項）。したがって、キャッシュ・アウトをしようとする買収者が、総株主の議決権の3分の2以上10分の9未満の株式を取得した場合、キャッシュ・アウトの帰すうが明らかであるにもかかわらず、特別支配株主の株式等売渡請求をすることができず、株式の併合の制度を用いるために株主総会を開催する必要があります。

これについて、M&Aの促進による日本企業の成長を促す観点から、特別支配株主となるために必要な議決権保有割合を10分の9から3分の2に引き下げるべきとの指摘があります。他方、特別支配株主となるために必要な議決権保有割合の引下げについては慎重にすべきとの指摘もあることから、金商法第27条の2第6項に規定する公開買付けを経て行われる2段階買収におけるキャッシュ・アウトのうち、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件¹⁰の設定を含む一般株主の利益の確保のための公正な手続が取られたものに限り、特別支配株主となるために必要な議決権割合を3分の2に引き下げるものとする等の見直しを提案しています（A案）。併せて、特別支配株主となるために必要な議決権保有割合の引下げについては慎重にすべきとの指摘から、現行法の規律を見直さないとする案（B案）も提案されています。

- 9 株式会社の総株主の議決権の10分の9以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準じるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該者をいう（会社法第179条第1項）。
- 10 一般株主が保有する株式の過半数の応募があることを公開買付けの成立条件とするもの。

(6) 株主提案権に関する規律の見直し等

現行法では、議決権の1%以上、また300個以上の議決権を6ヵ月前から継続して有する株主は、総会日8週間前までに株主提案を実施することができる（会社法第303条）一方、発行済株式数が多い会社や投資単位が小さい会社においては株主提案権が濫用的に行使される懸念があるほか、行使期限についても、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、株主提案権への対応負荷が高まっているとの指摘があります。

これを受け、中間試案では、株主提案権の議決権数要件及び行使期限について見直す提案が示されています。

(図表8) 株主提案権に関する規律の見直しに関する中間試案の概要

議決権数要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 議決権数の要件を廃止する（A案）。 一定の個数（例：500個、1000個、1500個）まで引き上げる（B案）。
行使期限の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 8週間から期間を延長する（10週間を想定）（A案）。 一定の時期（株主総会の日から4ヵ月前を想定）までに株主総会の日を株主に対して通知した場合には、株主は、当該株主総会の日から一定の期間前までに株主提案権を行使しなければならない旨の規律を設ける（B案）。 現行法の規律を見直さない（8週間に据え置く）（C案）。

あずさ監査法人作成

4. 指名委員会等設置会社制度等、企業統治の在り方に関する規律の見直し

(1) 指名委員会等設置会社制度の見直し

現行法では、指名委員会等設置会社では、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下、「各委員会」）の委員の過半数が社外取締役でなければなりません（会社法第400条第3項）、取締役会全体では取締役の過半数が社外取締役でなければならないとはされていません。また、指名委員会は株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有しており（会社法第404条第1項）、取締役会が指名委員会の決定を覆すことはできないものとされています。

このような制度設計は、導入時¹¹における社外取締役の適任者が少ないとの指摘を踏まえたものであったところ、上場会社における社外取締役の選任状況は制度導入時から大きく変化していることから、現在の制度設計について合理性が乏しいとの指摘がありました。

中間試案ではこのような指摘を踏まえて、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合、取締役の選任及び解任に関する議案の内容についての指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更することができる規律を設ける提案（A案）がされています。他方、見直しをしない案（B案）も併記されています。また、上記A案を採用する場合には、報酬委員会の権限についても同様の規律の見直しを行う提案（A案）がされるとともに、見直しをしない案（B案）も併記されています。

このほか、中間試案では、取締役の監査委員会の議事録の閲覧・謄写権（会社法第413条第2項）について、指名委員会等設置会社の取締役のうち、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役に対してこれを認めないとする提案や、各委員会の委員に選定される予定の取締役について、株主総会参考書類にその旨の記載を求める旨の提案がされています。

11 指名委員会等設置会社制度の前身である委員会等設置会社制度が導入された平成14年当時

（2）責任限定契約制度の見直し

現行法上、会社法第423条に定められる役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）の株式会社に対する損害賠償責任について、会社が定款に規定することで責任限定契約の締結が可能（会社法第427条第1項）ですが、業務執行取締役等である取締役及び執行役は、この対象外とされています。この定めについて、個人である取締役と株主との間における適切な責任の分担や、優秀な経営人材の確保という観点から、業務執行取締役等である取締役及び執行役についても、責任限定契約の締結を認めるべきとの指摘がありました。

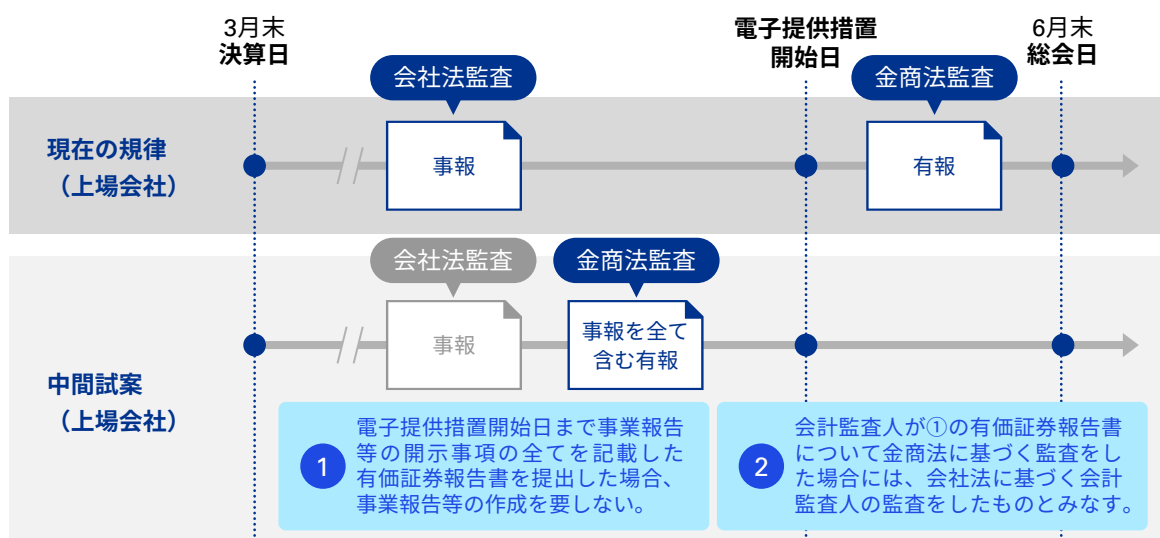
中間試案では、このような指摘を踏まえ、会社が定款に規定することにより業務執行取締役等である取締役及び執行役との締結を認める規律が示されています。なお、現行法で非業務執行取締役との責任限定契約に関して定められている規定の一部は、業務執行取締役等である取締役及び執行役には適用しない旨が提案されています。

5. 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

現行法上、上場会社は金融商品取引法の開示書類である有価証券報告書と、会社法上の決算書類である事業報告等の双方を作成、開示しています。具体的には、有価証券報告書を、当該事業年度経過後3ヵ月以内に、内閣総理大臣に提出し（金商法第24条第1項）、振替株式を発行する会社は電子提供措置をとる旨を定款で定める必要があります（社債、株式等の振替に関する法律（振替法）第159条の2第1項）。また、電子提供措置について定款の定めがある株式会社の取締役は、所定の場合には、株主総会の日の3週間前の日又は定時株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日（電子提供措置開始日）から、事業報告等に記載され、又は記録された事項等の所定の事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならないとされています（会社法第325条の3第1項）。このとき、事業報告等有価証券報告書の間には細目では多くの相違点があるものの、重複する開示内容も多く、上場会社にとっては類似する2つの書類を作成することについて多大な負担が生じているとの指摘があります。

中間試案では、このような指摘を踏まえ、上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しないものとする（開示書類の「一本化」）提案とあわせて、一本化した開示書類について会計監査人が金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなすものとすることを提案しています。

（図表9）事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化に関する中間試案の概要



※ 株主総会の議決権基準日は、決算日と同日（3月末日）を仮定

出所：「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（法務省、2026年4月）

（<https://www.moj.go.jp/content/001460088.pdf>）を基にあずさ監査法人作成

なお、開示書類の一本化にあたっては、一本化した書類の様式や、有価証券報告書と事業報告等の開示事項の共通化、会社法における監査役等の監査（会社法436条第2項第1号）との整理について、引き続き検討が必要であるとされています。

6. 今後のスケジュール

本中間試案については、5月22日までの期間でパブリック・コメントが実施されています。パブリック・コメントの実施後、会社法制部会での検討を経て、要綱案が取りまとめられる見込みです。過年度の改正時の実績を踏まえると、2027年の通常国会に改正案が提出され、2028年からの改正法施行が想定されます。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェSSIONALが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public